

状況をどの程度把握しているのか?行政としてどのように受け止めているのか?ということですが、JAからの説明では、人件費をはじめとした諸資材の高騰や発注数の減少により事業として成り立ちにくくなっていることも要因の一つではあるものの、最も大きな要因としては、育苗事業の担い手確保が単独事業者として困難であること、また従業員の高齢化による労働力確保の問題が挙げられているところであります。

村としては、JAが下した決断に対し、まず農業者への説明を十分に行うよう要請したうえで、農業者の皆様から示された意向に対し、村としてどのような形で支援ができるのかを検討する立場で、この間、説明会への参加やアンケートの実施などを行ってきたところであります。

また、担い手の確保については、単に早い段階で対応すれば解決できたというものではなく、組織内の人事異動や職員の地域居住の問題など、JAとして、やむを得ない事情があるものと受け止めております。

次に育苗事業撤退により、どのような変化が生じると想定し、認識しているかですが、村が実施した「苗の入手方法及び農業振興センターの活用に関するアンケート」において、今後の苗の入手方法について「わからない」と回答された方は全体の34%となっております。そのほかの回答としては、JA以外の事業者から購入する、あるいは自ら育苗するという内容となっております。

JAからは、育苗事業撤退後の苗の購入先についての提案がされているほか、育苗ハウス設置に対する独自の補助制度についても検討されていると説明を受けております。このことから、苗が入手できなくなるという状況ではなく、購入先の変更や自家育苗へ移行する農業者が一定程度増えると考えております。

現時点では、育苗事業撤退後の体制が具体的に決定している状況ではないことから、影響を詳細に分析する段階には至っておりません。

次に例規と実態についてであります。議員が質問されている例規は、新規就農者技術習得センターに関する条例・規則を言われていると思います。この条例の設置目的などは、木造の建物に関して定めているものであり、JAが管理運営している育苗施設などについては、JAに帰属しており、村の条例・規則で定める施設ではないことをご理解願います。

次に今後の育苗体制についてであります。まず育苗事業は村が実施している事業ではないことから、販売単価の設定や今後の体制について、村に代替え

案を示す責任が生じるとは考えておりません。については、現時点での具体的進捗状況や実施可能性の判断基準を村に求められても、お答えできるものではありません。

そのうえで、現在の議論の状況について申し上げますと、生産者団体の代表者などへ村が実施したアンケート結果を令和8年1月20日に報告した際、村から「農林業活性化推進協議会での議論」を出席者に提案したところ、「まずは農業者同士で話し合いを行い、その結果を踏まえ村やJAと協議したい」という意向が示され、その後は農業者が中心となって話し合いを進めていくことが確認されたところでもあります。

以上のことから、村としては、今後、その協議結果について相談があった場合には、育苗事業の実現の可能性や支援のあり方について関係機関と協議しながら検討していきたいと考えております。

最後に、農家が安心して営農を続けられる環境づくりについてであります。

村としては、総合計画に基づき村の発展につながる施策を進めるとともに、農業者の意向を反映した農業振興計画に基づき、地域農業の維持発展のための各種事業を実施しております。

一方で、農業は他産業と同じく個々の経営者が主体となって行う経済活動でもあります。このため村としては、農業者が安定して営農を継続できる環境づくりに努めるとともに、必要な支援策について関係機関と連携しながら取り組んでいくことが重要であると考えております。

育苗体制については、先ほど申し上げたとおり、その議論の結果を踏まえ、相談があった場合には、関係機関とも協議しながら必要な支援について検討していきたいと考えております。

まず1点目の質問にあります外部連携事業への議会の検証についてですが、以前(12月)にも申し上げておりますが、職員では対応困難な業務に関しては専門的な知見を有する事業者への委託業務は成果と効果も考え、今後も必要と考えていることを改めて申し上げます。

質問のありました件ですが、議会のなかでの審議・調査と個人情報保護の取扱いはバランスが必要と思っております。

議員が指摘していると察する特別委員会(地方自治法100条)による調査に関しても、その権限は無制限ではなく「自治体の事務」を調査するという法律の範囲内で行使されるもので、調査は慎重かつ適切となるべきものです。

事業者の守られるべき個別情報までも対象範囲となる事案など、権限を越権した審査・調査は決してあってならないことですし、村の行政運営は法令規範を遵守し、適切に対処しています。また、村としては、これまでも議会のご意見に、誠実かつ真摯に対応してまいりました。

一方で議員の言うところの「個人情報」に関して村は「利用目的の範囲内での適正な取扱い」「必要最小限の収集及び利用」「本人の権利利益の保護」を踏まえ、「個人情報保護に関する法律」に基づき適切かつ慎重に対処しています。

我々の立場としましては、法治国家の自治体として法律等に基づき対処します。村で判断しかねる法的な見解は法律事務所の助言を受け、村として適切な判断をして取り進めます。

議員のおっしゃられる「検証」は行政側は、法治のもと行政運営し法治のもとに関係者の権利を害することなく、議会は法律に定められている権限に沿い、村政のチェックが果たされることで健全な行政と立法の二元代表の役割分担が図られ、より良い村政運営が担保されるところです。

2点目の検証を担保する制度設計についてですが、議員ご指摘の「検証可能性の担保」は、公金支出の透明性を図る上で重要な視点であると思っております。しかし、民間企業との委託契約において、例として詳細な利益構造まで含む「精算書」的な成果品を求めることについては、慎重な判断が必要です。

第一に、民間経営への過度な介入リスクです。企業独自のノウハウは競争力の源泉であり、議員が求めることを仮に条件にして過度な情報開示を義務付ければ、自由経済の原則に反し、本来必要のない企業情報等の公開などリスクを嫌う優良企業の参入意欲を削ぎ、結果として、競争が働かず委託料が高騰

したり、公共サービスの質の低下を招いた場合、村民にとっても不利益となり、行政を預かる立場として望むことはありません。

一方で、公金支出に対する説明責任も当然あります。私の考えは、企業が蓄積したノウハウや資源・知的財産の提供を受け、支払った対価に見合う「成果」が上がったかを評価すべきと考えています。具体的には、契約段階で達成すべき指標（KPI）を明確化し、事業終了後には「いくら使ったか」というコスト面だけでなく、「どのような便益を村民にもたらしたか」という成果報告なども取り入れることで、検証の担保を確保する手段の一つと考えます。

現代の官民連携は、お互いに対等な立場で補完しあいより良いサービスを提供するというフェーズにあります。民間事業者から当然のように役務を受ける古い体質から脱却し行政側が民間事業者をパートナーとして尊重しつつ、事業者もこれまで蓄積したノウハウを地方自治の現場に還元して頂くことがより住民サービスの向上につながるものと考えておりますので、制度設計の段階で過度な義務づけをする考えは無いことをお答えさせていただきます。